富（河長・大狭・太・河南）広福第４７７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年１０月２９日

各社会福祉法人　代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立に伴う

ご協力のお願い」について(依頼)

日頃より、各市町村福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記文書により周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても同文書を踏まえ、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにする働き方改革の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

　**１　通知文書等**

**「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立に伴う**

**ご協力のお願い (周知)」**

（平成３０年１０月１９日付け厚生労働省労働基準局労働条件政策課長及び

雇用環境・均等局有期・短時間労働課長文書）

　　　※今回お送りするメールに通知文及びリーフレットやパンフレットなどの関係資料を添付ファイルでお送りするほか、下記のホームページからも取り出せます。

**２　通知文書及び関係資料登載ＨＰアドレス**

大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html>

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１　南河内広域事務室　広域福祉課住 所：富田林市寿町２丁目６番１号南河内府民センタービル２階T E L：０７２１－２０－１１９９　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 F A X：０７２１－２０－１２０２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Mail: k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp |

南河内広域事務室　広域福祉課ホームページ（近日掲載予定）

【社会福祉法人等への通知文書等（平成30年度）】

<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/15.html>